

令和6年度第3回評議会 資料③

令和7年度 山梨支部事業計画について

○令和7年度事業計画（案）・予算（案）の概要

○令和7年度 山梨支部事業計画（案）



全国健康保険協会 山梨支部
協会けんぽ

令和7年度 協会けんぽ業務経費及び一般管理費の概要（案）

令和6年12月23日
第133回運営委員会資料

1. 令和7年度業務経費及び一般管理費予算の総額

予算総額 3,373億円（対前年度予算比 +185億円）

内訳 業務経費 2,391億円（対前年度予算比 +91億円）
一般管理費 982億円（対前年度予算比 +94億円）

※事業内容や予算額はいずれも現時点の見込みであり、今後変更する場合があります。

2. 各予算の内訳及び主な増減要因について

（1）業務経費

企画・サービス向上関係経費 【80.7億円（対前年度比 +19.3億円）】

地域の健康課題の解決に向けて支部が取り組む事業経費（保険者機能強化予算）、広報計画に基づく各種広報経費、お客様サービスの向上のための経費（コールセンター）等

＜主な増減要因＞

- ・現役世代への健診事業の拡充（人間ドック健診に対する費用補助や若年層（20、25、30歳）を対象とした健診等）の周知広報の実施に伴う増（+3.1億円）
- ・バイオシミラーの使用促進に向けた医療提供者への働きかけ（令和6年度パイロット事業）について、全支部での実施に伴う増（+1.2億円）
- ・コールセンターの対象支部拡大（全支部）に伴う増（+13.0億円）

令和7年度 協会けんぽ業務経費及び一般管理費の概要（案）

保健事業経費 【2,030.8億円（対前年度比 +115.1億円）】

生活習慣病予防健診、特定保健指導、地域の実情を踏まえた協会と事業主が協働した従業員の健康維持・増進のためのコラボヘルス事業経費等

<主な増減要因>

- ・ 健診実施者数の増加（13,424,147人（対前年度+748,579人））による増（+83.6億円）
- ・ 特定保健指導実績評価者数の増加（594,296人（対前年度+85,856人））による増（+23.9億円）
- ・ **（新規）**胸部エックス線検査における要精密検査・要治療判定者のうち、その後の受診が確認できない者への受診勧奨の新規実施による増（+0.1億円）

保険給付等業務経費・レセプト業務経費・福祉事業経費 【279.1億円（対前年度比 △43.4億円）】

資格確認書発行経費、申請書の入力業務や支給決定通知書等の帳票作成・発送業務経費、オンライン資格確認・マイナンバー収集業務経費、返納金等債権管理回収経費、保険給付申請の不正請求対策経費、医療費通知の発行経費、レセプト点検経費、高額医療費等の貸付事業等

<主な増減要因>

- ・ 「資格情報のお知らせ」の一括発行経費の減（△99.1億円）
- ・ 「資格確認書」の一括発行経費の増（+49.0億円）

（２） 一般管理費

人件費・福利厚生費 198.1億円（対前年度比 +11.0億円）

職員の給与、役員報酬、退職手当、法定福利費、役職員にかかる健診費用等にかかる経費等

<主な増減要因>

- ・ 人事院勧告による公務員の給与改定を踏まえた給与水準の見直しや昇給昇格に伴う職員給与の増（+8.6億円）

一般事務経費 784.0億円（対前年度比 +82.9億円）

システム経費（電子申請システム対応、保健事業システムの機能拡充対応及びシステム基盤中期更改対応等）、事務室賃借料、事務室の移転・改修に伴う経費等

<主な増減要因>

- ・ 電子申請システム対応開発経費及び協会のDXの推進にかかるシステム経費の増 +39.9億円
- ・ システム基盤のリース満了等に伴う機器更改に係る設計・開発・保守に要する費用の増 +37.3億円
- ・ **（新規）** 現役世代への健診事業の拡充（人間ドック健診に対する費用補助や若年層（20、25、30歳）を対象とした健診等）に係るシステム対応による増 +10.7億円

令和7年度 協会けんぽ業務経費及び一般管理費の内訳（案）

区分	R7年度予算（案）	R6年度予算	前年度比
総額	337,280	318,780	18,500
1.業務経費合計	239,066	229,957	9,109
2.一般管理費合計	98,214	88,823	9,390

（単位：百万円 小数点第1位を四捨五入）

1. 業務経費

区分	R7年度予算（案）	R6年度予算	前年度比	主な増減要因等
① 企画・サービス向上関係経費	8,073	6,140	1,933	
広報経費	1,218	876	342	・現役世代への健診事業の拡充（人間ドック健診に対する費用補助や若年層（20、25、30歳）を対象とした健診等）の周知広報の実施に伴う増 +309百万円
調査研究経費	109	140	△ 30	・新たに採用した外部委託研究の実施見込額等を踏まえた減 △26百万円
保険者機能の総合的な推進経費	1,019	895	124	・バイオシミラー（バイオ後続品）使用促進ツールの作成に係る経費に伴う増（10支部→47支部）+117百万円
業務改革・サービス向上経費	3,365	2,086	1,279	・コールセンターの対象支部拡大（全支部）に伴う増（12支部→47支部）+1,298百万円
支部医療費適正化等予算	1,000	1,000	0	
保険者努力重点支援プロジェクト関係経費	47	47	0	
その他経費	1,314	1,097	218	・郵便料金の改定等に伴う増
② 保健事業経費	203,083	191,569	11,514	
健診経費 〔・生活習慣病予防健診、特定健診に係る補助費用 等〕	174,805	166,442	8,363	・健診実施者数の増加による増 +8,363百万円 生活習慣病予防健診 6年度：61.7%（9,997,355人） → 7年度：63.5%（10,651,400人） 事業者健診データ 6年度：8.8%（1,430,915人） → 7年度：9.0%（1,510,058人） 特定健診 6年度：30.3%（1,247,298人） → 7年度：31.6%（1,262,689人）
保健指導経費 〔・特定保健指導に係る補助費用 等〕	17,600	15,007	2,593	・特定保健指導実績評価者数の増加による増 +2,392百万円 被保険者 6年度：21.5%（489,014人） → 7年度：24.3%（573,220人） 被扶養者 6年度：18.1%（19,426人） → 7年度：19.4%（21,076人）
健診及び保健指導に係る事務経費 〔・健診・特定保健指導の受診案内 ・保健指導用パンフレット作成 等〕	4,023	3,792	232	・郵便料金の改定に伴う増
その他保健事業経費 〔・未治療者受診勧奨（一次勧奨） 等〕	376	354	22	・郵便料金の改定等に伴う増 ・（新規）胸部エックス線検査における要精密検査・要治療判定者のうち、その後の受診が確認できない者への受診勧奨の新規実施による増 +10百万円
支部保健事業予算 〔・集団健診・事業者健診結果データの取得（外部委託） ・健診・特定保健指導受診勧奨 ・コーポヘルス事業・未治療者受診勧奨（二次勧奨） ・重症化予防に係る費用 等〕	5,000	5,000	0	
その他経費	1,279	974	306	・最低賃金の改定に伴う契約職員の時給単価の見直し等による増 +306百万円

令和7年度 協会けんぽ業務経費及び一般管理費の内訳（案）

	R7年度予算（案）	R6年度予算	前年度比	主な増減要因等
③ 保険給付等業務経費	21,469	26,378	△ 4,909	
資格確認書等の発行及び回収・被扶養者資格の再確認経費	10,221	15,487	△ 5,266	・「資格情報のお知らせ」の一括発行経費の減 △9,912百万円 ・「資格確認書」の一括発行経費の増 +4,898百万円
健康保険給付関係届等の入力・送付等経費	6,767	6,342	425	・郵便料金の改定に伴う増
返納金等債権管理回収経費	115	110	5	
不正請求等対策経費	108	103	5	
その他経費	4,258	4,337	△ 79	・直近の実績等を踏まえた振込手数料の減 △75百万円
④ レセプト業務経費	6,441	5,869	572	
レセプト磁気媒体化経費	42	56	△ 15	・令和7年度予定数の減少に伴う減 △15百万円
医療費通知経費	2,237	2,014	223	・郵便料金の改定に伴う増
レセプト点検経費	160	165	△ 5	
その他経費	4,002	3,634	368	・最低賃金の改定に伴う契約職員の時給単価の見直し等による増 +368百万円
⑤ 福祉事業経費	1	1	0	
高額医療費等の貸付事業	1	1	0	

令和7年度 協会けんぽ業務経費及び一般管理費の内訳（案）

2. 一般管理費

区分	R7年度予算（案）	R6年度予算	前年度比	主な増減要因等
① 人件費	19,718	18,649	1,068	
職員給与	16,056	15,194	862	・ 人事院勧告による公務員の給与改定を踏まえた給与水準の見直しや昇給昇格に伴う職員給与の増 +862百万円
役員報酬	111	110	0	
退職手当	956	888	67	・ 退職予定者の増に伴う増 +67百万円
法定福利費	2,595	2,457	139	・ 給与、賞与の増に伴う増 +139百万円
② 福利厚生費	92	64	29	
職員健診等	92	64	29	・ 単価見直しによる増 +14百万円 ・ 予防接種の費用補助等による増 +14百万円
③ 一般事務経費	78,404	70,110	8,294	
システム経費	69,682	61,783	7,900	・ 電子申請システム対応開発経費及び協会のDXの推進にかかるシステム経費の増 +3,985百万円 ・ システム基盤のリース満了等に伴う機器更改に係る設計・開発・保守に要する費用の増 +3,727百万円 ・ （新規） 現役世代への健診事業の拡充（人間ドック健診に対する費用補助や若年層（20、25、30歳）を対象とした健診等）に係るシステム対応による増 +1,069百万円
賃借料	4,629	4,184	445	・ 契約更新等に伴う増 +445百万円
その他経費	4,093	4,144	△ 51	・ ペーパーレス化の推進等に伴う消耗品費及びリース費用の減（コピー用紙、プリンタ・複合機トナー、コピー機） △108百万円 ・ 職員異動に伴う引越業務委託費や事務室清掃費用の価格高騰等による増 +44百万円

令和7年度 山梨支部事業計画（原案）

令和7年度（本部案）	令和7年度（山梨支部）	令和6年度（山梨支部）
（1）基盤的保険者機能の盤石化 I）健全な財政運営 ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、運営委員会や支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、国や都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、<u>経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況で</u>	1. 基盤的保険者機能の盤石化 ○ 健全な支部財政運営 ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、保険者協議会等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、<u>経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況で</u>	1. 基盤的保険者機能関係 ○ 健全な支部財政運営 ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、保険者協議会等において、医療費・健診等データの分析結果から得たエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 赤文字＝昨年度から変更した計画 青文字＝山梨独自の計画 0万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、<u>医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協</u>

令和 7 年度（本部案）	令和 7 年度（山梨支部）	令和 6 年度（山梨支部）
ある。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。 Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上 ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 ・業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理について支部の現状を確認し、業務指導を行うとともに、職員の意識改革を促進する。 ・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。 【困難度：高】 業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。	ある。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、支部評議会でも十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。 ○ 業務改革の実践と業務品質の向上 ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 ・業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を徹底するとともに、職員の意識改革を促進する。 ・自動審査を妨げる要因等を分析し、自動審査率向上にむけた周知等を実施することにより事務処理の効率化を図る。 【困難度：高】 業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。	力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。 ○ 業務改革の実践と業務品質の向上 ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。 ・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を推進する。 【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。 また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

令和7年度（本部案）	令和7年度（山梨支部）	令和6年度（山梨支部）
② サービス水準の向上 ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。<u>また、2026（令和8）年1月に電子申請を導入する。</u> ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主らの相談・照会についての的確に対応する。 ・<u>コールセンターの対応や記入の手引きの多言語化などの国際化対応を推進し、加入者等の利便性の向上を図る。</u> ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 ・<u>ホームページに導入しているチャットボットについて、利用状況の分析・改善を行い、加入者の利便性向上に努める。</u> ・<u>全支部へのコールセンター導入に向けた準備・検討を行う。</u> 【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。<u>現金給付の申請件数が年々増加しているなか、2023（令和5）年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力に</u>	② サービス水準の向上 ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進するとともに、<u>2026（令和8）年1月に導入する電子申請も併せて促進する。</u> ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主らの相談・照会についての的確に対応する。 ・<u>国際化対応として、関係団体に協力を求め、制度案内等を行い、加入者の利便性の向上を図る。</u> ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により支部の課題を洗い出し、<u>支部に設置した「ＣＳ向上検討委員会」で対応を検討するなどして、</u>改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。<u>現金給付の申請件数が年々増加しているなか、2023（令和5）年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力に</u>	② サービス水準の向上 ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。電話対応時や研修会等において、申請書等の郵送での提出を案内するとともに、関係機関に働きかけ、郵送化率の向上を目指す。 ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。 加えて、「広報基本方針」及び「広報計画」に基づき加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。 ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、支部に設置した「ＣＳ向上検討委員会」を活用してサービス水準の向上に努める。 【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、<u>傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備</u>

令和 7 年度（本部案）	令和 7 年度（山梨支部）	令和 6 年度（山梨支部）
より平均所要日数 7 日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。 ■ KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする ③ 現金給付等の適正化の推進 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルに基づき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。 ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化 P T（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。	より平均所要日数 7 日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。 ■ KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする ③ 現金給付等の適正化の推進 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルに基づき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。 ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化 P Tにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。	や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPI の 100%を達成することは、困難度が高い。 ■ KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする ③ 現金給付等の適正化の推進 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。 ・現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化 P T（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマツサ

令和7年度（本部案）	令和7年度（山梨支部）	令和6年度（山梨支部）
・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での<u>勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</u> ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるために、各支部の管理者・担当者に対する業務研修を実施する。 ④ レセプト内容点検の精度向上 ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・<u>毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。</u> ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、<u>高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。</u> ・社会保険診療報酬支払基金に対して、<u>再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。</u> ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消	・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への<u>電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</u> ・<u>これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるために、本部が実施する業務研修に参加し、審査・確認業務の正確性と迅速性を高める。</u> ④ レセプト内容点検の精度向上 ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・<u>毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。</u> ・社会保険診療報酬支払基金における<u>審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。</u> ・<u>社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。</u> ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消	・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・被扶養者資格の再確認について、<u>マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</u> ・標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、本部が実施する業務研修に参加し、審査・確認業務の正確性と迅速性を高める。 ④ レセプト点検の精度向上 ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、<u>審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。</u> ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消

令和7年度（本部案）	令和7年度（山梨支部）	令和6年度（山梨支部）
等）の<u>動向を注視し、協会の内容点検の高度化</u>について検討する。 ・<u>システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。</u> 【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）<u>に基づく知見も年々積み重ねられていく。</u>一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。 ■ KPI： 1）協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ・<u>保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。</u> ・<u>債権の適切な管理、回収率の向上を目的として、債権管</u>	等）の<u>動向を注視し、支部の内容点検体制</u>について検討する。 ・<u>システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。</u> 【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）<u>に基づく知見も年々積み重ねられていく。</u>一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。 ■ KPI： 1）協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ・<u>保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び費用対効果を踏まえた法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。</u> ・<u>債権の適切な管理、回収率の向上を目的として、債権管</u>	等）の<u>進捗状況を注視し、協会の内容点検体制のあり方</u>について支部として検討する。 ・資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと保険証の一体化の状況を踏まえ、資格点検の実施方法や体制の見直しを支部として検討する。 【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。 ■ KPI： 1）協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ・<u>債権回収をより円滑に実施するため、研修等に参加させ、</u>

令和 7 年度（本部案）	令和 7 年度（山梨支部）	令和 6 年度（山梨支部）
<u>理回収事務担当者研修会を実施する。</u> ・オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、<u>日本年金機構と連携し周知広報を実施する。</u> 【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、<u>保険者間調整※1 による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2 の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPI を達成することは、困難度が高い。</u> ※1 <u>資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</u> ※2 <u>社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</u>	<u>理回収事務担当者研修会に参加させ、債権担当職員の知識やスキルを向上させる。</u> ・オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの<u>早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。</u> 【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、<u>保険者間調整※1 による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2 の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPI を達成することは、困難度が高い。</u> ※1 <u>資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</u> ※2 <u>社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</u>	<u>債権担当職員の知識やスキルを向上させる。</u> ・無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。 ・日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。 【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、<u>レセプト振替サービス※1 の拡充により、保険者間調整※2 による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</u> また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。 ※1 <u>社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</u> ※2 <u>資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</u>

令和 7 年度（本部案）	令和 7 年度（山梨支部）	令和 6 年度（山梨支部）
■ KPI： 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする Ⅲ）DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 i）オンライン資格確認等システムの周知徹底 ・医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。 特に、2023（令和 5）年 1 月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。 ・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。 ii）マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 ・2025（令和 7）年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。 特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終	■ KPI： 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする ○ <u>DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</u> i）<u>オンライン資格確認等システムの周知徹底</u> ・<u>医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。</u> 特に、2023（令和 5）年 1 月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ii）<u>マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</u> ・<u>2025（令和 7）年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。</u> 特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終	■ KPI： 1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする 2）<u>日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</u> ※マイナンバーカードと保険証の一体化（保険証の廃止）が行われるまでの取組とする ○ <u>ICT化の推進</u> <u>（マイナンバーカードと保険証の一体化への対応）</u> ・<u>マイナンバーカードと保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報を行う。</u>

令和 7 年度（本部案）	令和 7 年度（山梨支部）	令和 6 年度（山梨支部）
了前に資格確認書を発行する。 ・加入者からのマイナ保険証、オンライン資格確認などの問い合わせに専用で対応するマイナンバーコールセンターについて、多言語対応を含め質の向上を図るとともに円滑に運用する。 ・マイナンバーコールセンターへの問い合わせ内容、チャットボットの質問内容の分析結果を活用するとともに、照会事例からの課題を抽出し業務の改善を図る。 iii）電子申請等の導入 ・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和 8）年 1 月の電子申請等の導入に向けてシステム開発を進める。また、電子申請において、加入者側から審査の処理状況が把握できる仕組みを構築する。 ・加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。 IV）DX を活用した事業の推進 ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用し、確認対象者を絞り込むなど、効果的な方法を検討し実施する。 ・医療機関等を受診した加入者に送付している「医療費のお知らせ」について、マイナ保険証の利用率等を踏まえ、プル型に見直すなどの検討を進める。 【重要度：高】 2025（令和 7）年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により 2025（令和 7）年度末までの電子申請導入が求められていることから、	了前に資格確認書を発行する。 iii）電子申請等の導入 ・2026（令和 8）年 1 月の電子申請等の導入に向けて、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。 【重要度：高】 2025（令和 7）年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により 2025（令和 7）年度末までの電子申請導入が求められていることから、	【重要度：高】 オンライン資格確認等システムは、国の進める医療 DX の基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

令和 7 年度（本部案）	令和 7 年度（山梨支部）	令和 6 年度（山梨支部）
<u>システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。</u> 【困難度：高】 経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。	<u>システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。</u> 【困難度：高】 <u>経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。</u>	【困難度：高】 マイナンバーカードと保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮 I) データ分析に基づく事業実施 ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・本部は、医療費・健診データ等の支部ごとの地域差にかかる分析を実施するほか、支部における分析に資するデータの作成・提供や、「医療費・健診データ等分析用マニュアル」及び分析事例等の共有を行う。支部は、地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。 ・本部・支部における調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信するため、「調査研究フォーラム」を開催するとともに、調査研究報告書の発行及び各種学会での発表を行う。 ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、統計分析研修や本部と支部の連携強化に加え、支部間の情報交換や事例共有を通じて人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。統計分析研修について、オンライン開催を組み合わせる等、より多くの受講者が参加しやすい開催形式とする。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】	2. 戦略的保険者機能の一層の発揮 ○ データ分析に基づく事業実施 ① 支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、統計分析研修への参加や本部との連携強化に加え、支部間の情報交換や事例共有を通じて人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】	2. 戦略的保険者機能の一層の発揮 ○ データ分析に基づく事業実施 ① 支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 ・本部で実施する医療費・健診データ等分析用マニュアルを活用した分析方法の説明会や統計分析研修に担当者を参加させ、人材を育成する。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】
---	--	---

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。 ② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用 ・協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。外部有識者が行う調査研究の円滑な実施のため、研究への助言等を行う。 ・当該研究成果等を踏まえ、国への政策提言及びパイロット事業等を通じ、協会が実施する取組の改善や新たな事業の実施に向けた検討を進める（ガイドラインの策定等）。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。 ③ 好事例の横展開 今後、協会全体で実施が必要となる取組や一部の支部で重点的な実施が必要となる取組などについて、一部の支部で取組を行い、取組結果の効果検証を行う。その内容を、他の支部に積極的に情報共有するとともに、効果的な事業手	医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。	医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。
---	--	--

法を確立し、横展開を図る。 i) 本部主導型パイロット事業 - 第5期アクションプランにおいて整理した本部主導型のパイロット事業の仕組みのもと、協会が取り組むべき課題として本部が設定したテーマについて、支部の取組結果をもとに効果的な手法を確立し、当該手法の横展開を図る。 ii) 保険者努力重点支援プロジェクト - データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」について、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通した外部有識者の助言を得ながら、<u>2024（令和6）年度に開始した保険料率上昇の抑制が期待できる事業について、全支部への横展開を見据え、効果的な手法等の確立を目指す。</u> iii) 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進 <u>・職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。</u> <u>国民健康保険中央会及び都道府県国民健康保険団体連合会並びにモデル2市町（鳥取県東伯郡湯梨浜町及び佐賀県鳥栖市）と協働し、令和5年度末に開始した保健事業等に関するモデル事業（地域保険と連携したモデル事業）については、国民健康保険中央会等と連携し、モデル事業の更なる拡大を目指すほか、地域保険と協働して実施する事業の効果的な手法等の確立を目指す。</u> 【重要度：高】 医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移して		
---	--	--

いるプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 また、<u>国民健康保険中央会等と協働し実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、被用者保険と地域保険が連携した生活習慣病予防・健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上に向けた施策の推進に寄与するものであり重要度が高い</u> 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたって、<u>外部有識者の助言を適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。</u> 加えて、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。 <u>更に、国民健康保険中央会等と協働して実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、地域保険の運営等を担う多くの関係機関（国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、モデル市町村、都道府県等）と調整等を図りながら進める必要があり、困難度が高い。</u> Ⅱ）健康づくり ① 保健事業の一層の推進 ⅰ）第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組	○ 健康づくり ① 保健事業の一層の推進 ⅰ）第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組	○ 健康づくり ① 保健事業の一層の推進
---	---	------------------------------------

・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部ごとに策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いて PDCA サイクルを回し、取組の実効性を高める。 ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 ・支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。 ・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師に対し、全国研修やブロック単位による研修を実施する。 ・併せて、専門職以外の保健事業に携わる職員の研修内容の充実を図るとともに、保健グループ長に対する研修を実施する。 ・契約保健師及び管理栄養士が担うべき役割について、これまでの特定保健指導のみならず、コラボヘルス等の他の保健事業へ拡大すべく、人事評価・処遇のあり方も含めて検討し、実施に向けて必要な取組を進める。 ・地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDG s の視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。 ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優	・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いて PDCA サイクルを回し、取組の実効性を高める。 <u>・データヘルス計画の上位目標については、「血圧リスク保有率3%減〔2022（令和4）年度 50.3% →2029（令和11）年度 47.3%〕とする。</u> ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 ・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、本部が開催する全国研修やブロック単位による研修に参加する。 ・併せて、本部による保健グループ長に対する研修に参加する。 <u>・地方自治体や教育委員会等と連携し、SDG s の視点も踏まえた小学生等への健康教育について検討する。</u> ② 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優	・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いて PDCA サイクルを回し、取組の実効性を高める。 ・データヘルス計画の上位目標については、「血圧リスク保有率3%減〔R4年度 50.3% → R11年度 47.3%〕とする。 ② 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上（健診の受診率向上のための取組） ・「健診・保健指導カルテ」等を活用し、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態、<u>地域</u>等を選定し重点的か
--	---	---

先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を収集し、効果的な取組を各支部に展開することで、実施率の向上に努める。 ・被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。 ・被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を進めるとともに、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」、歯科疾患の早期発見・重症化予防を図るための「歯科検診」、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」を集団健診時のオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。	先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。 <u>（生活習慣病予防健診）</u> ・委託健診機関のない地域を中心に、生活習慣病予防健診が実施できる医療機関と契約締結を図る。 ・2023（令和 5）年度からの自己負担の軽減に加え、2024（令和 6）年度からの付加健診の対象年齢拡大に関する広報を積極的に行うとともに、関係団体と連携し受診勧奨等の取組を行い、受診率の向上を図る。 ・市町村や商工会、健診機関等と連携し、受診受入人数が不足している地域を中心に、生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。 ・過去 3 年間一度も生活習慣病予防健診を受診していない被保険者のうち、付加健診の対象者に対し、個別に受診勧奨を実施する。 ・コラボヘルスエントリー事業所について、健診受診率 100% となるよう「事業所カルテ」等を利用し受診勧奨を行う。 <u>（特定健康診査 被扶養者）</u> ・オプション測定等を利用した特定健診について、商業施設での実施会場・回数を見直すこと、またホテル等での魅力ある健診を新たに実施することにより、受診行動につなげていく。商業施設での健診実施機関へは健診推進経費を活用することにより、受診者数増加を図る。 ・次年度から特定健康診査の対象となる方（39 歳）に対し、ナッジ理論等を活用した特定健診の受診勧奨を行い、受診行動につなげていく。 ・市町村における「がん検診」との同時実施等を推進し、実施率の向上を図るとともに、「骨粗鬆症検診」、「歯科検診」、	つ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。 <u>（生活習慣病予防健診）</u> ・委託健診機関のない地域を中心に、生活習慣病予防健診が実施できる医療機関と契約締結を図る。 ・2023 年度からの自己負担の軽減に加え、2024 年度からの付加健診の対象年齢拡大に関する広報を積極的に行うとともに、関係団体と連携し受診勧奨等の取組を推進する。 ・市町村や商工会、健診機関等と連携し、受診受入人数が不足している地域を中心に、生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。 ・新規加入の事業所、任意継続被保険者に対し、システムを活用し速やかに健診案内を送付し受診を促す。また、過去 3 年間のうち一度も生活習慣病予防健診を受診していない被保険者に対し、個別に受診勧奨を実施する。 ・コラボヘルスエントリー事業所について、健診受診率 100% となるよう「事業所カルテ」や健康情報誌配布等を利用し受診勧奨を行う。 <u>（特定健康診査 被扶養者）</u> ・オプション測定等を利用した魅力ある特定健康診査を設定し、商業施設等での実施において、会場や回数を増やし受診拡大につなげていく。また、実施機関へは健診推進経費を活用し、意欲的に取り組ませることで受診者数増加を図る。 ・次年度から特定健康診査の対象となる方（39 歳）に対し、ナッジ理論等を活用した特定健康診査の受診勧奨を行い、受診行動につなげていく。 ・市町村における「がん検診」との同時実施等を推進し、受診率の向上を図る。
---	---	---

・事業者健診データの取得について、<u>2025（令和 7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3 者間）での提供・運用スキームのもとで、40 歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。</u> ・<u>健診体系の見直しとして 2026（令和 8）年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。</u> 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。	<u>「眼底検査」を集団健診時のオプションとして活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。</u> <u>（事業者健診データ）</u> ・<u>提供依頼書未取得の事業所に対しては、提供依頼書の取得、また提供依頼書取得済事業所のうち健診機関から結果データの提供ができない事業所に対しては、紙媒体の結果票の提供依頼及びデータ作成について外部委託を実施しデータ取得の増加を図る。</u> ・<u>事業者健診データの取得促進に向けて、事業主に対し山梨労働局と連名の依頼文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会等で依頼文の配布を行う。</u> ・<u>提供依頼書を取得している事業所分について、健診機関に対し早期に対象者データを送付することで、早期かつ確実なデータ取得を図る。</u> ・事業者健診データの取得について、<u>2025（令和 7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3 者間）での提供・運用スキームのもとで、40 歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。</u> ・<u>健診体系の見直しとして 2026（令和 8）年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。</u> 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。	・新規加入の被扶養者に対し、システムを活用し速やかに受診券等を送付し受診を促す。 （事業者健診データ） ・同意書未取得の事業所に対し、同意書の取得、また同意書取得済事業所のうち健診機関から結果データの提供ができない事業所に対して、紙媒体の結果票の提供依頼及びデータ作成について外部委託しデータ取得を拡大する。 ・事業者健診データの取得促進に向けて、事業主に対し山梨労働局と連名の案内文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会等で案内文の配布を行う。 ・同意書を取得している事業所分について、健診機関に対しデータの提出期限を設定し、健診推進経費を活用することにより、早期かつ確実なデータ取得を図る。 ・事業主・健診機関・当支部（3 者間）での提供・運用スキームのもとで、40 歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、受診率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。
---	--	--

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ KPI：

- 1) 健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする
- 2) 生活習慣病予防健診実施率を 63.5%以上とする
- 3) 事業者健診データ取得率を 9.0%以上とする
- 4) 被扶養者の特定健診実施率を 31.6%以上とする

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：105,326 人）

・生活習慣病予防健診 実施率 77.7%（実施見込者数：81,838 人）

・事業者健診データ 取得率 3.6%（取得見込者数：3,792 人）

■被扶養者（実施対象者数：24,699 人）

・特定健康診査 実施率 43.3%（実施見込者数：10,695 人）

■ KPI：

- 1) 生活習慣病予防健診実施率を 77.7%以上とする
- 2) 事業者健診データ取得率を 3.6%以上とする
- 3) 被扶養者の特定健診実施率を 43.3%以上とする

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008 年 10 月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8 割以上が被保険者 9 人以下の中小企業である。そのため、1 事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に受診率を向上させることは、困難度が高い。

■被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：102,607 人）

・生活習慣病予防健診 受診率 72.1%（受診見込者数：73,980 人）

・事業者健診データ 取得率 3.6%（取得見込者数：3,694 人）

■被扶養者（受診対象者数：25,557 人）

・特定健康診査 受診率 42.1%（受診見込者数：10,760 人）

■ KPI：

- 1) 生活習慣病予防健診受診率を 72.1%以上とする
- 2) 事業者健診データ取得率を 3.6%以上とする
- 3) 被扶養者の特定健診受診率を 42.1%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上 i) 特定保健指導実施率の向上 ・2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。 ・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、<u>特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。</u> ・<u>遠隔面談等の ICT を活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。</u> ii) 特定保健指導の質の向上 ・第4期の<u>特定保健指導における「評価体系の見直し」</u>（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1	③ 特定保健指導実施率及び質の向上 i) 特定保健指導実施率の向上 ・2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、<u>経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。</u> ・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、<u>健診機関に対して</u>健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。 ・<u>保健指導の契約及び健診当日指導が難しいバス検診を実施している健診機関に対し、健診当日遠隔分割面談の実施に向けた契約を推進する。</u> ・<u>遠隔面談等の ICT を活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。</u> ・<u>被扶養者を対象とした商業施設等での健診実施日に、健診機関と連携して特定保健指導を行う。</u> ii) 特定保健指導の質の向上 ・第4期の<u>特定保健指導における「評価体系の見直し」</u>に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する<u>ため、委託先を含む専門職のスキルアップを目的とした研修を計画的に実施するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。</u>	③ 特定保健指導実施率及び質の向上 （特定保健指導実施率の向上） ・2022 年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・「健診・保健指導カルテ」等を活用して、特定保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に訪問や電話による利用勧奨を行う。 ・<u>特定保健指導の質を確保した上で健診機関等への外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。</u> ・<u>コラボヘルスエントリー事業所について、保健指導実施率向上に繋がるよう保健指導案内等を利用し、勧奨を行う。</u> ・<u>事業所での集団健診や生活習慣病予防健診以外の特殊健康診断等を実施している事業所に働きかけ、健診日に特定保健指導を実施する。</u> ・被扶養者を対象とした商業施設等での健診実施日に、健診機関と連携して特定保健指導を行う。 （特定保健指導の質の向上） ・2024 年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、<u>評価体系の見直しに基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、効果的な指導のために備えるべき要素等のスキルアップに向けた研修を計画的に実施する。</u>
---	---	--

キロ減」をその他目標として設定する)に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

・外部委託による ICT を組み合わせた保健指導の更なる拡大により、特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。
・特定保健指導の中断率や特定保健指導対象者の減少率の改善のため、継続支援の外部委託を継続する。
・初回中断率の改善及び対象者のニーズに合わせたより質の高い保健指導のために、支部内研修等を通じて協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図る。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

・外部委託による ICT を活用した保健指導の更なる拡大により、特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。
・特定保健指導の中断率や特定保健指導対象者の減少率の改善のため、継続支援の外部委託を行う。
・支部内研修等を通じて、協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図り、対象者のニーズに合わせた、より質の高い保健指導を実施する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008 年 10 月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8 割以上が被保険者 9 人以下の中小企業である。そのため、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ KPI : 1) 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする 2) 被保険者の特定保健指導実施率を <u>24.3%</u>以上とする 3) 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>19.4%</u>以上とする ④ 重症化予防対策の推進 ・<u>血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を</u>着実に実施する。 ・<u>胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。</u> ・<u>未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。</u> ・<u>従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。</u>	■被保険者（特定保健指導対象者数：<u>16,612人</u>） ・特定保健指導 実施率 <u>29.6%</u>（実施見込者数：<u>4,917人</u>） ■被扶養者（特定保健指導対象者数：<u>920人</u>） ・特定保健指導 実施率 <u>15.0%</u>（実施見込者数：<u>138人</u>） ■ KPI : 1) 被保険者の特定保健指導実施率を <u>29.6%</u>以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>15.0%</u>以上とする ④ 重症化予防対策の推進 ・<u>血圧値が受診勧奨域の対象者に対し、協力意向のある健診機関による0次勧奨（パンフレット手交）を行う。また、健診会場へのポスター掲示により高血圧リスクについて周知を図る。</u> ・<u>血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への支部による二次勧奨として、外部専門機関への委託による文書勧奨と協会保健師による支部からの電話勧奨を組み合わせ、着実に実施する。</u> ・<u>未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。</u> ・<u>従業員が治療を放置するリスクについて、事業主及び担当者の理解を深めるため、関係団体等と連携し案内物を送付する。</u>	■被保険者（特定保健指導対象者数：<u>15,724人</u>） ・特定保健指導 実施率 <u>24.9%</u>（実施見込者数：<u>3,915人</u>） ■被扶養者（特定保健指導対象者数：<u>925人</u>） ・特定保健指導 実施率 <u>14.2%</u>（実施見込者数：<u>131人</u>） ■ KPI : 1) 被保険者の特定保健指導実施率を <u>24.9%</u>以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>14.2%</u>以上とする ④ 重症化予防対策の推進 ・<u>健康意識が高い健診当日から一次勧奨までの間に健診機関からの0次勧奨（パンフレット手交等）及び契約保健師による電話勧奨を実施する。</u> ・<u>未治療者への支部による二次勧奨として、外部専門機関への委託による文書勧奨と契約保健師による支部からの電話勧奨を組み合わせ、より効果的に実施する。</u> ・<u>新たに対象者に加わる特定健診受診の被扶養者や事業者健診結果データ取得者等への受診勧奨について、手法等を検討する。</u> ・<u>事業主や健診担当者に対して、各事業所における医療機関への受診勧奨のための環境整備及び支援体制の構築を働きかけていく。</u>
---	---	---

・糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。 ■ KPI：<u>血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）</u>を対前年度以上とする <u>（※）2025（令和7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</u> ⑤ コラボヘルスの推進 ・健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 ・<u>地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。</u> ・中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を進めるとともに連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。 ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進	・糖尿病性腎症重症化予防事業について、<u>改定される山梨県のマニュアルに基づきこれまでの</u>取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。 ■ KPI：<u>血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）</u>を対前年度以上とする <u>（※）2025（令和7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</u> ⑤ コラボヘルスの推進 <u>（健康宣言事業所数の拡大）</u> ・<u>健康保険委員委嘱事業所や業界団体などに、文書や電話による勧奨を行う。</u> ・<u>山梨県の健康経営認定制度（やまなし健康経営優良企業認定事業）と連携して広報やセミナーを行う。</u> ・中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を進めるとともに連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。 <u>（健康宣言事業所に対するフォローアップ）</u> ・<u>健康情報誌や本部が提供する事業所健康度診断シート</u>	・糖尿病腎症重症化予防事業の実施拡大に向け、医師会や医療機関等の団体と連携して事業を進めていく。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。 ■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする ○ <u>糖尿病性腎症に係る重症化予防事業予定実施人数7人</u> ・<u>治療コントロールが不良な方に対し、山梨県医師会やかかりつけ医と連携した改善指導を実施する。</u> ⑤ コラボヘルスの推進 <u>（健康宣言事業所数の拡大）</u> ・健康保険委員委嘱事業所や業界団体などに、文書や電話による勧奨を行う。 ・山梨県の健康経営認定制度（やまなし健康経営優良企業認定事業）と連携して広報やセミナーを行う。 ・<u>健康経営を支援・推進する団体（協力事業者）との連携により、健康宣言事業所の拡大を図る。</u> <u>（健康宣言事業所に対するフォローアップ）</u> ・健康情報誌や本部が提供する事業所健康度診断シート
---	--	--

を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。

・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施するとともに、全国で出前講座等を実施できる体制を構築することにより、事業所における取組の底上げを図る。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 106,000 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

Ⅲ）医療費適正化

① 医療資源の適正使用

ⅰ）ジェネリック医薬品の使用促進

・協会のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2024（令和6）年3月診療分で83.6%と、80%以上

「事業所カルテ」等の配布やオンライン等を活用した健康づくりセミナーを開催するなど、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図り、事業所の健康づくり（身体活動、運動、食生活・栄養、メンタルヘルス予防対策等）の推進をサポートする。

・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施し、事業所における取組の底上げを図る。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 1,150 事業所以上（※）とする。

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

ⅰ）ジェネリック医薬品の使用促進

・山梨支部のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2024（令和6）年3月診療分で82.8%と、80%以

「事業所カルテ」等の配布やオンライン等を活用した健康づくりセミナーを開催するなど、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図り、事業所の健康づくり（身体活動、運動、食生活・栄養、メンタルヘルス予防対策）の推進をサポートする。

・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 1,010 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 医療費適正化

「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用した取組を実施する。

① 医療資源の適正使用

（ジェネリック医薬品の使用促進）

・山梨支部のジェネリック使用割合は、2023年3月診療分で80.4%と、80%以上の水準まで達している。この水準を

の水準まで達している。使用割合が 80%以上の支部は、この水準を維持・向上できるよう、また、使用割合が 80%未満の支部は、早期に 80%以上に到達することを目指して、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。 ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 ・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラについて、その導入状況等を踏まえ、<u>地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進する。</u> ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ・国の方針（※ 1）を踏まえ、2024（令和 6）年度パイロット事業の取組結果をもとに、事業の横展開を図るとともに、より効果的な手法を確立すべく、引き続き効果検証を行い、効果的な事業実施につなげる。 （※ 1）「2029（令和 11）年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上を目指す」 iii) <u>上手な医療のかかり方</u> ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ	上の水準まで達している。この水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、<u>それぞれの課題に応じた取組を行う。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。</u> ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 ・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラについて、<u>山梨県内の状況等の調査や情報収集等を行う。</u> ・保険者協議会を通じて他保険者と情報を共有し、<u>山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施し、山梨県全体の使用促進を図る。</u> ・研修会での広報物配布、施設での広報物備付け、<u>公用車への P R 用マグネットシール貼付等、あらゆる場を広報活動に活用する。</u> ・ジェネリック医薬品の安全性の確保について、<u>業界団体等の動向に注意し、本部からの情報提供や指示に基づき適切な広報に努める。</u> ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ・国の方針（※ 1）を踏まえ、<u>山梨県内の状況について、調査や情報収集等を行う。</u> （※ 1）「2029（令和 11）年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上を目指す」 iii) <u>上手な医療のかかり方</u> ・医療資源の適正使用の観点から、<u>かかりつけ医・かかりつけ</u>	維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、それぞれの課題に応じた取組を行う。 ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、<u>広報や情報提供等</u>を行う。 ・保険者協議会を通じて他保険者と情報を共有し、山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施し、山梨県全体の使用促進を図る。 ・研修会での広報物配布、施設での広報物備付け、公用車への P R 用マグネットシール貼付等、あらゆる場を広報活動に活用する。 ・ジェネリック医薬品の安全性の確保について、業界団体等の動向に注意し、本部からの情報提供や指示に基づき適切な広報に努める。 <u>（バイオシミラー（バイオ後発品）の使用促進）</u> ・国の指針（※ 1）を踏まえ、山梨県内の状況について、調査や情報収集等を行う。 （※ 1）「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上を目指す」 <u>（上手な医療のかかり方）</u> ・不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手
---	---	---

<u>薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。</u> ・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 i) ～ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。 【重要度：高】 国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。 また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。 【困難度：高】 ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合とな	<u>薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。</u> ・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 i) ～ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。 【重要度：高】 国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。 また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。 【困難度：高】 ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合とな	な医療のかかり方」や「かかりつけ医」の勤めについて、広報媒体を通じて加入者等への働きかけを行う。 （ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策） ・ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療など、山梨県内の状況について、調査や情報収集等を行う。 【重要度：高】 医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要がある、重要度が高い。 また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。 【困難度：高】 一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけで
--	--	---

っていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけでなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。 ■ KPI : 1) <u>医薬品の安定的な供給を基本としつつ、全支部において、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※ 2）を80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。</u> （※ 2）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2) <u>バイオシミラーに 80%（※ 3）以上置き換わった成分数が全体の成分数の 21%（※ 4）以上とする</u> （※ 3）数量ベース（※ 4）成分数ベース 3) <u>全支部で、2024（令和 6）年度パイロット事業を展開したバイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</u> 4) <u>医薬品の安定的な供給を基本としつつ、協会のジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※ 2）を対前年度以上とする。</u>	っていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけでなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。 ■ KPI : <u>1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする</u> （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする <u>2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</u>	は対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。 ■ KPI : ジェネリック医薬品使用割合（※ 2）を年度末時点で対前年度以上とする （※ 2）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする
---	--	--

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制等に係る意見発信 ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・協会財政の先行きが不透明であることを踏まえ、医療保険部会や中央社会保険医療協議会等の国の会議において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。	② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制等に係る意見発信 ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、健康づくりや医療費適正化等に関する会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <u>・保険者協議会や覚書を締結した市町等と協働で、医療データ等を分析し、県民の健康保持・増進に向けた取組を行う。</u> <u>・県民の健康増進のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携協力し、効率的・効果的な事業を実施する。</u> <u>・地域医療構想調整会議において、医療保険者の立場から健康・医療情報を「見える化」したデータ等を活用して意見発信を行う。</u> <u>・その他、本部や厚生労働省等の検討や指示の状況を踏まえて対応する。</u>	② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、山梨県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ・医療計画の策定や医療費適正化計画の検討会が行われる医療審議会への参画に向けて、山梨県と関係性を構築し、積極的に意見発信を行う。 <u>・保険者協議会や覚書を締結した市町等と協働で、医療データ等を分析し、県民の健康保持・増進に向けた取組を行う。</u> <u>・県民の健康増進のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携協力し、効率的・効果的な事業を実施する。</u> <u>・地域医療構想調整会議において、医療保険者の立場から健康・医療情報を「見える化」したデータ等を活用して意見発信を行う。</u> <u>・その他、本部や厚生労働省等の検討や指示の状況を踏まえて対応する。</u>
---	--	---

・また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対し、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。 【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。 ③ インセンティブ制度の実施及び検証 ・2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 ・現行制度の枠組みのあり方に関する今後の見直しの検討に向けて、インセンティブ制度に対する政府の方針、健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を注視する。 ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 IV）広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 ・協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。 ・このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する	【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。 ③ インセンティブ制度の実施及び検証 ・2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度について、<u>広報媒体を適宜更新するとともに、加入者及び事業主に仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。</u> <u>・評価の低い指標については、結果を分析し、戦略的な方針を検討するなど取組を強化する。</u> ○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 ・協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。 ・統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として、目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「<u>支部</u>広報	【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。 ③ インセンティブ制度の実施及び検証 ・2021 年度に見直しを行ったインセンティブ制度について、<u>広報媒体を適宜更新するとともに、加入者及び事業主に仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。</u> ・評価の低い指標については、結果を分析し、戦略的な方針を検討するなど取組を強化する。 ・統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として、目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「<u>広報計</u>
--	---	--

「広報計画」を策定し、実施する。 ・具体的には、 ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・「<u>2024（令和7）年度本部広報計画</u>」に基づき、特に、<u>最重点広報テーマの「2025（令和8）年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）</u>について、加入者・事業主の一層の理解を得たいけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。 ・本部においては、ホームページや全支部共通広報資材等の統一的に使用可能な各種広報ツールにより、全国で一律に周知すべき内容を中心とした広報を実施する。特にホームページについては、利用者目線で改善を図るとともに、<u>更なる利便性やわかりやすさの向上のため、ホームページの全面リニューアルに向けた作業を着実に進める。</u> ・また、協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。 ・支部においては、広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けられることができる媒体であるSNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。	計画」を策定し、実施する。 ・具体的には、 ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③地域・職域特性を踏まえ、本部と連携して広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・「<u>2024（令和7）年度本部広報計画</u>」に基づき、特に、<u>最重点広報テーマの「2025（令和8）年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）</u>について、加入者・事業主の一層の理解を得たいけるよう、<u>広報内容や方法を工夫の上、積極的に広報を行う。</u> ・<u>山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施するとともに、これらの団体が開催するイベントに関与し、協会の取組を一般の方々にも広く発信していく。</u> ・広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。<u>また、加入者へ直接届けられることができる媒体であるSNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。</u>	画」を策定し、実施する。 ・2023年度からの自己負担の軽減に加え、2024年度からの付加健診の対象年齢拡大に関する「更なる保健事業の充実」について、様々な広報機会を活用し、周知する。 ・山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施するとともに、これらの団体が開催するイベントに関与し、協会の取組を一般の方々にも広く発信していく。 ・広報テーマに応じ、本部が作成した広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。 ・広報誌の定期発行等を通じて、加入者・事業主等に対して分かりやすくタイムリーな情報を発信する。また、より幅広く
---	---	---

・健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。 ■ KPI : 1) ホームページアクセス数を <u>1 億 3,700 万以上</u>とする 2) <u>全支部で SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月情報発信を行う</u> 3) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>54%以上</u>とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする	・健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、<u>オンラインを活用したセミナーの開催、「健康保険委員だより」など定期的な健康情報の提供等を通じて、健康保険委員活動の活性化を図る。</u> ■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>54.2%</u>以上とする 2) SNS (LINE公式アカウント) を運用し、毎月情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする	情報発信するため、SNS 等を活用した広報を行うとともに広報結果を踏まえ費用対効果や行動変容等を検証する。 ・健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、オンラインを活用した研修会の開催、「健康保険委員だより」など定期的な健康情報の提供等を通じて、健康保険委員活動の活性化を図る。 ■ KPI : 1 - 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>54.1%以上</u>とする 1 - 2) 健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする
--	---	--

令和7年度（本部案）	令和7年度（山梨支部）	令和6年度（山梨支部）
（3）保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 I）人事・組織 ① 人事制度の適正な運用 ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ・<u>更なる保険者機能の強化・発揮に向け組織の強化を図るため、職員の能力・適性に応じた働き方ができるよう人事制度の見直しを行い、協会の理念を実現する職員の育成を推進する。</u> ② 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置 ・<u>支部の戦略的保険者機能の強化や本部機能の強化を図る観点から、支部の業務量の調査結果を踏まえ、実態に応じて本・支部の人員を見直し、人事異動等の機会をとらえて戦略的な人員配置を進める。</u> ③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・加えて、更なる保険者機能の発揮に必要な能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。 ・その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、	3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 ○人事・組織 ① 人事評価制度の適正な運用 ・個々の職員が組織目標の理解を深め、その達成に必要な個人目標を設定し、与えられた役割を遂行することで組織目標の達成につなげていく。 ② 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置 ・業務処理体制の検証を行い、戦略的保険者機能に係る業務強化のための人員ヘシフトする。 ・各グループにおいて管理者が適切に業務量・配分を把握・管理し、特定の職員への偏重や不公平感の発生の防止に努める。 ③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ・OJT（On the Job Training）を中心に据えるほか、各種研修等も効果的に組み合わせ「自ら育つ」職員を育成する。 ・支部の課題等を踏まえた支部研修を実施するとともに、本	3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 ○ 人事・組織 ① 人事評価制度の適正な運用 ・個々の職員が組織目標の理解を深め、その達成に必要な個人目標を設定し、与えられた役割を遂行することで組織目標の達成につなげていく。 ② 業務処理体制の検証 ・業務処理体制の検証を行い、戦略的保険者機能に係る業務強化のための人員ヘシフトする。 ・各グループにおいて管理者が適切に業務量・配分を把握・管理し、特定の職員への偏重や不公平感の発生の防止に努める。 ③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ・OJT（On the Job Training）を中心に据えるほか、各種研修等も効果的に組み合わせ「自ら育つ」職員を育成する。 ・支部の課題等を踏まえた支部研修を実施するとともに、本

令和 7 年度（本部案）	令和 7 年度（山梨支部）	令和 6 年度（山梨支部）
受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。 ④ 働き方改革の推進 ・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、<u>加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生</u>の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。 ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。 ⑤ 風通しのよい組織づくり ・協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 ・本部の主要課題や支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう<u>社内報を発行し、組織内の情報発信の強化</u>に取り組む。 ⑥ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上 ・支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。	部が開催する研修にも積極的に参加し、職員の知識習得やスキルアップを図る。 ④ 働き方改革の推進 ・すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、<u>加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、働き方改革を推進</u>する。 ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。 ⑤ 風通しのよい組織づくり ・支部職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、本部が実施する研修等、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に参加し、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 ・本部の主要課題や他支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう、支部内の情報発信の強化に取り組む。 ⑥ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上 ・支部の現状と課題を把握し、業績向上に向けて取り組む。	部が開催する研修にも積極的に参加する方向で検討し、職員の知識習得やスキルアップを図る。 ④ 働き方改革の推進 ・すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるよう、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。 ⑤ 風通しのよい組織づくり ・支部職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、本部が実施する研修等、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に参加し、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 ・本部の主要課題や他支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう、支部内の情報発信の強化に取り組む。 ⑥ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上 ・支部の現状と課題を把握し、改善に向けて取り組む。

令和 7 年度（本部案）	令和 7 年度（山梨支部）	令和 6 年度（山梨支部）
Ⅱ）内部統制等 ① 内部統制の強化 ・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。 ・<u>的確な業務遂行のため本部・支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。</u> ・適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。 ・階層別研修や e ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 ② 個人情報の保護の徹底 ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・本部・支部において個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 ③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・本部・支部においてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ・外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に	○内部統制等 ① 内部統制の強化 ・適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練等を通じて、リスク管理体制を整備する。 ・<u>的確な業務遂行のため支部で自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。</u> ・本部が実施する階層別研修や e ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 ② 個人情報の保護の徹底 ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 ③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ・外部相談窓口（コンプラほっとライン）の周知を継続的に実施する。	○内部統制等 ① 内部統制の強化 ・適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練等を通じて、リスク管理体制を整備する。 ・本部が実施する階層別研修や e ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 ② 個人情報の保護の徹底 ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 ③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ・外部相談窓口（コンプラほっとライン）の周知を継続的に実施する。

令和7年度（本部案）	令和7年度（山梨支部）	令和6年度（山梨支部）
努める。 ④ 災害等の対応 ・大規模自然災害等に備え、<u>定期的に</u>緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 ・業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。 ⑤ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備 ・事業所及び加入者等の個人情報を実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。 ⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。	④ 災害等の対応 ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 ・<u>支部初動対応マニュアル</u>など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。 ⑤ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備 ・事業所及び加入者等の個人情報を実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な人的対策を図る。 ⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の削減に努める。 ・調達に当たって、100万円を超える調達は原則として一般競争入札とし、随意契約が適当な案件は調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、調達結果等をホームページに公表し、透明性を確保する。 ・業者への声掛けの徹底、十分な公告期間、履行期間の設定や複数者からの見積書の徴取等の取組を行い、多くの業者が参加しやすい環境を整備することで一者応札案件の減少に努める。 ・また、入札の際に入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者への調査や、公告後の業者への声掛けを行う。 ・事業担当と財務担当の連携を密にし、適切な調達等を行う。	④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の削減に努める。 ・調達に当たって、100万円を超える調達は原則として一般競争入札とし、随意契約が適当な案件は調達審査委員会において妥当性の審査をするとともに、調達結果等をホームページに公表し、透明性を確保する。 ・業者への声掛けの徹底、十分な公告期間や履行期間の設定や複数者からの見積書の徴取等の取組を行い、多くの業者が参加しやすい環境を整備することで一者応札案件の減少に努める。 ・また、入札の際に入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者への調査や、公告後の業者への声掛けを行う。 ・事業担当と財務担当の連携を密にし、適切な調達等を行う。

令和 7 年度（本部案）	令和 7 年度（山梨支部）	令和 6 年度（山梨支部）
■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする IV) システム整備 ① 協会システムの安定運用 ・協会の基盤的業務（現金給付の支払い等）が停止することがないよう、日々の運行監視やシステムメンテナンス業務を確実に実施する。 ・安定稼働に大きな影響を及ぼす各種サーバーや OS のバージョンアップ等の対応を適切に実施し、協会システムを安定稼働させる。<u>あわせて、2026（令和 8）年 1 月の基盤中期更改においても協会システムの安定的な運用を継続する。</u> ② 制度改正等に係る適切なシステム対応 ・法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、内外の関係各所と調整しながら確実な要件定義を行い、スケジュールを遵守して適切なシステムを構築する。 【重要度：高】 <u>国のデジタル・ガバメント実行計画に基づく電子申請システムの対応については、2026（令和 8）年 3 月までにすべての法定帳票を電子化する必要がある。協会における電子申請システムの対応は 2026（令和 8）年 1 月を予定しており、加入者及び事業主へのサービス向上に資するものであることから重要度が高い。</u> 【困難度：高】 <u>電子申請システムは、すべての法定帳票を含む 30 帳票への対応に加え、パソコンやスマートフォン・タブレット等マルチデバ</u>	■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が 6 件以下の場合は一者応札件数を 1 件以下とする。	■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が 6 件以下の場合は一者応札件数を 1 件以下とする。

令和 7 年度（本部案）	令和 7 年度（山梨支部）	令和 6 年度（山梨支部）
<u>イスへの対応、およびマイナポータルとの連携機能の実現等が必要であり、システムの改修規模が大規模である。</u> <u>また、電子申請システムの対応と並行して、2026（令和 8）年 1 月に向けてマイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する本格対応を行っており、その他の制度改正対応等を含め、限られた期限内に開発を完了する必要があることから困難度が高い。</u> ③ 業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上 ・各業務システムについて、業務効率化の効果が最大限に得られるよう、システム上の懸案事項や課題を整理し、更なる機能向上を目指す。 ④中長期を見据えたシステム対応の実現 i) 協会の DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に向け、先進的なデジタル技術を活用した協会システムの導入を計画的に実施する。 ・ 加入者と協会を直接繋ぐ新たな情報提供サービスの実現に向けた、協会として初のスマートフォン用アプリケーションを開発する。 ・ 保健事業の業務のあり方検討等を踏まえ次期保健事業システムの要件定義に着手する。 ・ 次期のシステム更改に向けて、先進的なデジタル技術等を活用した新システムの計画策定に着手する。 ii) 機器の更改及び製品のバージョンアップ対応を行うための基盤中期更改について、2026（令和 8）年 1 月のサービスインに向け、スケジュールを遵守し確実に実施する。 【重要度：高】 協会における DX の推進は、協会内の業務効率化にとどまらず、加入者・事業主の利便性及びサービスの向上に繋がるも		

令和 7 年度（本部案）	令和 7 年度（山梨支部）	令和 6 年度（山梨支部）
のである。特に、スマートフォン用アプリケーションの開発は、加入者と協会を直接繋ぐ初の情報提供サービスであり、これを用いて、これまで以上により直接的なアプローチができることとなる。協会で行う業務はシステムが必要不可欠となっていることから、次期保健事業システム、及び次期協会システムの開発や基盤中期更改を、スケジュールを遵守しつつ、着実に開発工程を終わらせることは、基盤的業務の基礎となるものであり、重要度が高い。 【困難度：高】 スマートフォン用アプリケーションについては、加入者と協会を直接繋ぐ初の情報提供サービスであり、また、協会として新たな開発手法を用いる開発であることから確実に実施する必要がある。 次期保健事業システム、及び次期協会システムの開発においては、高いセキュリティレベルを維持しつつ、先進的なデジタル技術等の導入の検討や検証を行う必要がある。 また、基盤中期更改は、改修対象が大規模であり、多数の関係事業者によって開発を行っているため、すべての事業者について進捗遅れや手戻り等が発生しないように調整・連携しながら、確実な進捗管理を行う必要がある。 これらの対応を並行して実施していく必要があることから、困難度が高い。		